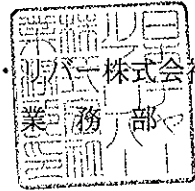


2008年5月

お得意様 各位

日本チャールス・



床敷コンタミナント分析機関変更のご案内

拝啓

新緑の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃、弊社製床敷をご愛顧頂きまして誠にありがとうございます。

さて、床敷のコンタミナント分析については、「GLP 対応に関する実験動物飼料協会案」を社内基準として品質管理を行っておりますが、今般、従来分析検査を実施してまいりました「財団法人日本食品分析センター」から「※Eurofins Scientific 社」へと分析機関を変更させて頂く事になりましたので、謹んでご案内させていただきます。

引き続き、弊社床敷をご愛用下さいます様、よろしくお願い致します。

敬具

記

1. 対象品目 ①ホワイトフレーク
 ②サンフレーク
 ③ベータチップ
2. 変更時期 2008年6月実施分析検査より変更させていただきます。
3. 検査項目 従来どおり変更はありません。
4. 分析報告書 「検出限界」は、「定量限界」に変更となります。
5. 対象品の初回分析実施時には、「日本食品分析センター」の検査を同時に実施し、そちらの結果も併せてお届けさせていただきます。

※《Eurofins Scientific 社》は、ヨーロッパで最大で世界 27 カ国に 120 の検査ラボを有する分析検査会社です (ISO17025、GLP 取得)。

以上

お客様各位

2008年5月1日

日本チャールス河野株式会社



「床敷」品質管理基準について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社で取り扱っております「床敷」の品質管理基準について、下記のとおりご報告させていただきます。

内容についてご理解頂きました上で、今後とも何卒ご愛顧のほどよろしくお願い致します。

敬具

記

1. 「床敷」に関するコンタミナント基準について定められた指針はなく、参考となる資料も皆無に等しい状況にあります。
2. そこで弊社では、「飼料」に関する基準（※）をもとに、「床敷のコンタミナント分析基準」を作成し、品質管理に使用しています。

※本基準の出所は、日本実験動物飼料協会がGLPに対応する為に作成した、「GLP対応に関する実験動物飼料協会案」となります。本基準はその後、二次案として1983年に『実験動物』誌に公表され、現在まで改訂なく継続した基準となっています。

（別紙「参考資料」参照）

3. 「ベータチップ」については、米国NCTR（国立毒性研究センター）規格に準拠して製造しており、併せて上記「床敷コンタミナント分析基準」に沿って同内容の検査を実施しています。

以上

床敷のコンタミナント分析基準

項目	許容基準 (ppm)
ヒ素 (As_2O_3 として)	1.0
鉛	1.5
カドミウム	0.5
総水銀	0.2
PCB	0.15
BHC	0.05
DDT	0.15
アルドリン	0.05
ディルドリン	0.05
エンドリン	0.05
ヘプタクロール	0.05
ダイアジノン	0.5
パラチオン	0.5
マラチオン (マラソン)	2.5
メチルパラチオン	0.5
アフラトキシンB ₁	0.01
アフラトキシンB ₂	0.01
アフラトキシンG ₁	0.01
アフラトキシンG ₂	0.01

日本実験動物飼料協会／コンタミナント分析基準 (案) に準ずる